

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況の概要 (平成 29 年 3 月 31 日時点)

- 本資料においては、平成 28 年度決算における第三セクター及び地方三公社 7,372 法人のうち、地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人を調査対象としています。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況を毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表し、財政的リスクの「見える化」を推進することとしています。

調査結果の概要

単位:法人数

法人分類	全体	I 債務超過法人	II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人	IV 経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人
		法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	634 (56.0%)	88 (69.8%)	—	12 (20.0%)	228 (58.2%)
社団・財団法人	285 (25.2%)	9 (7.1%)	—	10 (16.7%)	135 (34.4%)
会社法人	349 (30.8%)	79 (62.7%)	—	2 (3.3%)	93 (23.7%)
地方三公社	499 (44.0%)	38 (30.2%)	47 (100.0%)	48 (80.0%)	164 (41.8%)
地方住宅供給公社	24 (2.1%)	6 (4.8%)	—	1 (1.7%)	3 (0.8%)
地方道路公社	30 (2.6%)	2 (1.6%)	—	6 (10.0%)	2 (0.5%)
土地開発公社	445 (39.3%)	30 (23.8%)	47 (100.0%)	41 (68.3%)	159 (40.6%)
合計	1,133 (100.0%)	126 (100.0%)	47 (100.0%)	60 (100.0%)	392 (100.0%)
全体比	1,133/1,133 (100.0%)	126/1,133 (11.1%)	47/445 (10.6%)	60/1,133 (5.3%)	392/1,133 (34.6%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.45%)、市区町村11.25~15.00%

- 平成 28 年度決算における調査対象法人数は 1,133 法人(前年度調査比▲60 法人)(次頁参照)となっており、内訳は、第三セクターが 634 法人(同▲24 法人)、地方三公社が 499 法人(同▲36 法人)となっています。
- 調査対象法人 1,133 法人のうち、債務超過の法人は 126 法人(同+1 法人)、土地開発公社 445 法人のうち、債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上の公社は 47 法人(同▲15 法人)となっています。また、調査対象法人 1,133 法人のうち、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は 60 法人(同▲13 法人)、経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人は 392 法人(同▲18 法人)となっています。

(連絡先)

自治財政局公営企業課

松田理事官、小池係長、間野事務官

電話 03-5253-5635 (直通) 内線 23425

FAX 03-5253-5640

今年度調査と昨年度調査の増減

(上段:法人数 下段:構成比・増減率)

法人分類	全体			I 債務超過法人			II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			IV 経常赤字 又は 当期正味財産額が減少している法人		
	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減
第三セクター	634 56.0%	658 55.2%	▲24 ▲3.6%	88 69.8%	89 71.2%	▲1 ▲1.1%	- -	- -	- -	12 20.0%	13 17.8%	▲1 ▲7.7%	228 58.2%	212 51.7%	16 7.5%
社団・財団法人	285 25.2%	303 25.4%	▲18 ▲5.9%	9 7.1%	8 6.4%	1 12.5%	- -	- -	- -	10 16.7%	11 15.1%	▲1 ▲9.1%	135 34.4%	133 32.4%	2 1.5%
会社法法人	349 30.8%	355 29.8%	▲6 ▲1.7%	79 62.7%	81 64.8%	▲2 ▲2.5%	- -	- -	- -	2 3.3%	2 2.7%	0 0.0%	93 23.7%	79 19.3%	14 17.7%
地方三公社	499 44.0%	535 44.8%	▲36 ▲6.7%	38 30.2%	36 28.8%	2 5.6%	47 100.0%	62 100.0%	▲15 ▲24.2%	48 80.0%	60 82.2%	▲12 ▲20.0%	164 41.8%	198 48.3%	▲34 ▲17.2%
地方住宅供給公社	24 2.1%	24 2.0%	0 0.0%	6 4.8%	5 4.0%	1 20.0%	- -	- -	- -	1 1.7%	2 2.7%	▲1 ▲50.0%	3 0.8%	7 1.7%	▲4 ▲57.1%
地方道路公社	30 2.6%	32 2.7%	▲2 ▲6.3%	2 1.6%	2 1.6%	0 0.0%	- -	- -	- -	6 10.0%	6 8.2%	0 0.0%	2 0.5%	3 0.7%	▲1 ▲33.3%
土地開発公社	445 39.3%	479 40.2%	▲34 ▲7.1%	30 23.8%	29 23.2%	1 3.4%	47 100.0%	62 100.0%	▲15 ▲24.2%	41 68.3%	52 71.2%	▲11 ▲21.2%	159 40.6%	188 45.9%	▲29 ▲15.4%
合計	1,133 100.0%	1,193 100.0%	▲60 ▲5.0%	126 100.0%	125 100.0%	1 0.8%	47 100.0%	62 100.0%	▲15 ▲24.2%	60 100.0%	73 100.0%	▲13 ▲17.8%	392 100.0%	410 100.0%	▲18 ▲4.4%
全体比	1,133/1,133 100.0%	1,193/1,193 100.0%	- -	126/1,133 11.1%	125/1,193 10.5%	- -	47/445 10.6%	62/479 12.9%	- -	60/1,133 5.3%	73/1,193 6.1%	- -	392/1,133 34.6%	410/1,193 34.4%	- -

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金)／標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.45%)、市区町村11.25～15.00%